

## 船舶事故調査報告書

令和4年8月31日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	令和3年9月23日 13時10分ごろ
発生場所	佐賀県佐賀市早津江川河口南方沖（有明海） 早津江川河口西灯台から真方位179°3.4海里（M）付近 （概位 北緯33°05.2′ 東経130°19.7′）
事故の概要	漁船平雄丸は、錨泊中、他船に乗り移ろうとした船長が落水して死亡した。
事故調査の経過	令和3年9月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 平雄丸、4.1トン SA3-17564（漁船登録番号）、個人所有 11.98m（Lr）×2.58m×0.93m、FRP ディーゼル機関、330kW（動力漁船登録票による）、平成元年6月8日 B 漁船 平雄丸、0.93トン SA3-31266（漁船登録番号）、個人所有 6.35m（Lr）×1.48m×0.45m、FRP ガソリン機関（船外機）、30kW（動力漁船登録票による）、昭和54年5月26日
乗組員等に関する情報	船長A 64歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成15年9月12日 免許証交付日 平成30年5月10日 （令和5年9月15日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の中央期、潮高 約370cm （住ノ江）、潮流 南流約1ノット（kn）、水温 約26℃

事故の経過

A船は、船長A、甲板員2人（以下「甲板員A<sub>1</sub>」及び「甲板員A<sub>2</sub>」という。）が乗り組み、早津江川河口南方沖ののり養殖漁場でのり網用支柱の設置作業（以下「本件作業」という。）を行う目的で、同支柱約140本を積み、また、本件作業に使用するB船を船尾部からえい航し、令和3年9月23日12時30分ごろ佐賀市寺井津漁港を出航後、13時00分ごろ漁場に到着した。（写真1、図1参照）



写真1 A船及びB船

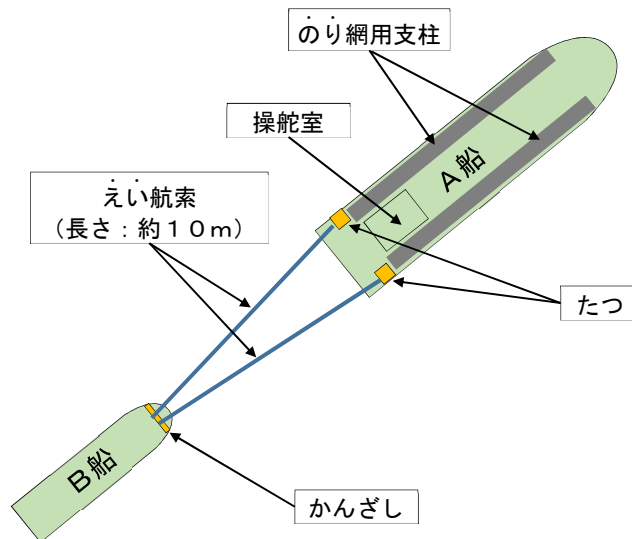


図1 B船のえい航状況

甲板員A<sub>1</sub>は、漁場に到着したものの、本件作業を開始するにはまだ潮高が高く、潮流も速かったので、しばらく待機することになると思い、A船の船首部から錨を投入し、A船が北東方に向首した状態で錨泊を開始後、休憩しようとA船の後部甲板に向かった。

甲板員A<sub>1</sub>は、A船の後部甲板に向かう途中、船長Aが、A船の右舷船尾部で船尾方を向いて立ち、手繰り寄せたB船の右舷側のえい航索を左手で持ち、また、A船の船尾部のオーニングの支柱を右手で掴み、A船の船尾部からB船の船首部に乗り移ろうとしているのを認めた。（写真2参照）

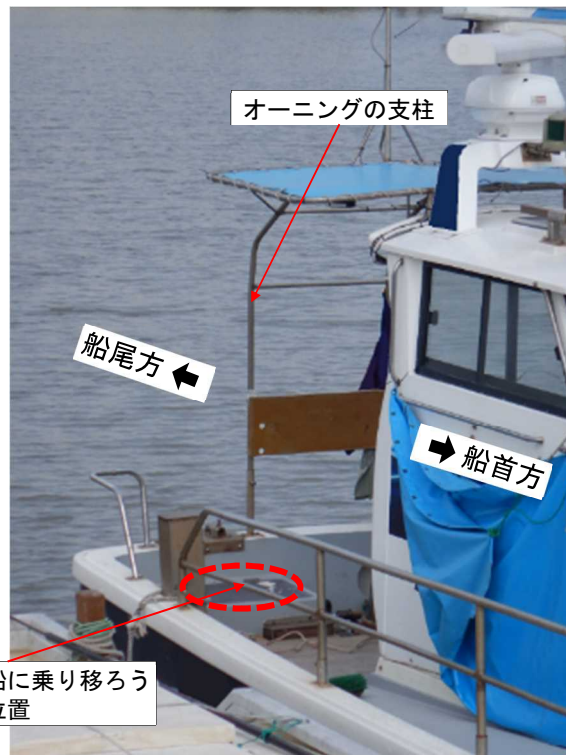


写真2 船長AがB船に乗り移ろうとしていた位置

甲板員A<sub>1</sub>は、A船の左舷船尾部付近まで移動したとき、船長Aが、右足をB船の右舷船首部のブルワーク頂部に乗せた状態から、A船に残していた左足をB船に移そうとした際、13時10分ごろ身体のバランスを崩すようにしてB船の右舷方に落水するのを認めた。  
(図2参照)

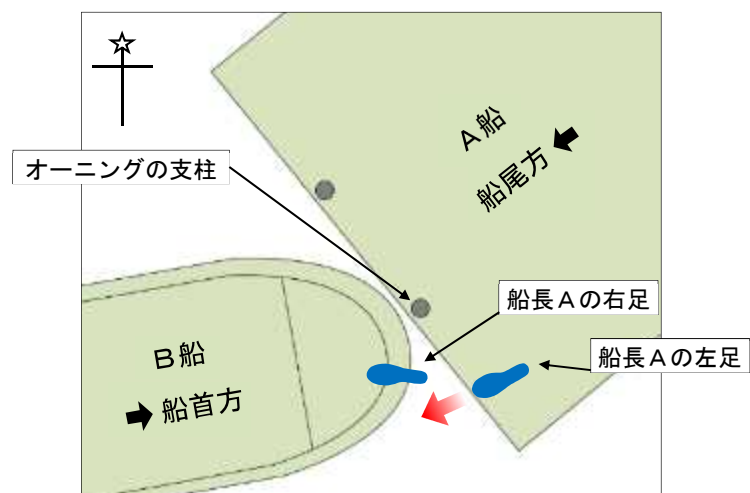


図2 船長AがB船に乗り移ろうとしていたときの両足の位置

甲板員A<sub>1</sub>は、急いでA船の船尾部に向かったが、船長Aが手の届かない所まで流されており、即座に海中に投げ入れることができるロープ等が見当たらなかったため、B船で船長Aの救助に向かおうと

	<p>思い、B船に移乗した。</p> <p>甲板員A<sub>1</sub>は、スターターロープを引いてB船の船外機を始動しようとしたものの、すぐに始動できなかつたので、B船のえい航索を解き、B船を潮流に流すとともに、周辺でのり網の作業を行っていた僚船に向かって大声で助けを求めながら、船外機の始動を試み、船外機の始動に成功した後、海上を探したが、船長Aの姿は見えなくなっていた。</p> <p>甲板員A<sub>1</sub>の声を聞いて来援した僚船の船長は、甲板員A<sub>1</sub>から船長Aが落水したことを聞き、地元の漁業協同組合に連絡した。</p> <p>船長Aは、漁業協同組合から本事故の発生について通報を受けた海上保安庁の巡視艇及び航空機、同組合の所属船等による捜索が行われたものの発見されず、行方不明となり、後日、死亡届により除籍された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>のり網用支柱は、材質がFRP、長さが約10m、直径が46～57mmで、本事故当時、A船の両舷の甲板上に重量が均等になるように積み重ねられていた。</p> <p>本件作業は、A船に積み重ねられたのり網用支柱をB船に積み替えた後、B船で漁場内を移動しながら、同支柱を海底に突き立てて行われるものであった。</p> <p>船長Aは、本事故当時、長袖のポロシャツ、作業ズボン、長靴を着用しており、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>船長A、甲板員A<sub>1</sub>及び甲板員A<sub>2</sub>は、A船やB船に乗船中、ふだんから救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>甲板員A<sub>2</sub>は、本事故時、A船の左舷船尾部で手繰り寄せたB船の左舷側のえい航索を手にとって持っていたが、同索の方向に視線を向けており、船長Aが落水した状況を見ていなかった。</p> <p>船長A及び甲板員A<sub>1</sub>は、ふだんA船からB船に移乗する際、B船のえい航索を手繰り寄せた状態で、A船の船尾部からB船の船首部に乗り移っていた。</p> <p>船長Aは、女性乗組員である甲板員A<sub>2</sub>がA船からB船に移乗する場合、両船を舷側同士で接舷させ、両船間をロープで固定していた。</p> <p>甲板員A<sub>1</sub>は、本事故当時、船長が、右足をB船の右舷船首部のブルワーク頂部に乗せた後、体重がB船の右舷側だけに掛かってB船が傾かないように、左足をB船の船首部中央に乗せようとしていたと本事故後に思った。(図3参照)</p>

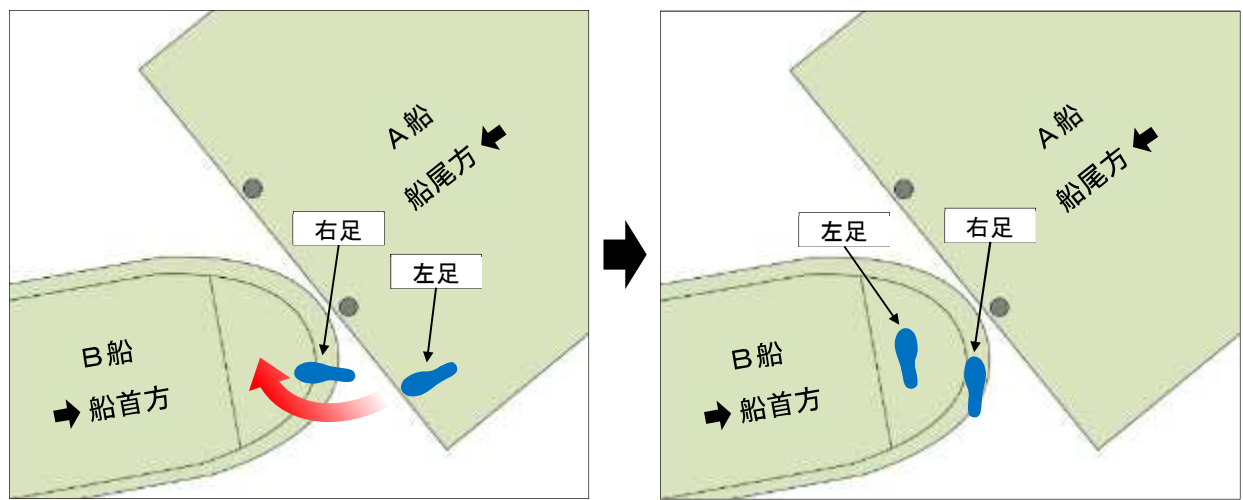


図3 船長が意図していたと思われる移乗方法

甲板員A<sub>1</sub>は、本事故当時、漁場ではふだんよりも波があり、B船が動揺していたので、船長Aが、右足をB船の右舷船首部のブルワーク頂部に乗せた状態から、左足をA船からB船の船首部中央に移そうとした際、B船が動揺し、身体のバランスを崩したのかもしれないと本事故後に思った。

船長Aは、ふだん漁場に到着し、潮高が高かったり、潮流が速かったりした場合は、一旦錨泊してA船の甲板上で休憩し、その後、潮高が3mより低くなり、また潮流が緩やかになってから、本件作業を開始していた。

甲板員A<sub>1</sub>は、本事故当日、出航前に船長Aと本件作業の段取りについて話し合ったが、その際、船長Aから作業の開始時期を早めるといったことは聞いておらず、漁場に到着後、船長Aが休憩をとらずにB船に乗り移ろうとした理由は分からなかった。

**分析**

乗組員等の関与  
船体・機関等の関与  
気象・海象等の関与  
判明した事項の解析

あり

なし

あり

船長Aは、落水して行方不明となり、後日、死亡届により除籍された。

船長Aは、早津江川河口南方沖において、A船の船尾部とB船の船首部をえい航索で繋いで錨泊中、波高約0.5mの波がある状況下、B船のえい航索を手繰り寄せてA船の船尾部からB船の船首部に乗り移ろうとしたことから、波を受けてB船が動揺し、身体のバランスを崩して落水したものと考えられる。

B船は、船外機船で総トン数が0.93トンであり、排水量（浮力）及び復原力が小さく、波高約0.5mの波を受けて船体が動揺していたものと推定される。

	<p>船長Aは、救命胴衣を着用していなかったことから、落水後、浮力を十分に得られず、また、約1knの潮流に流され、行方不明となったものと推定される。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、船長Aが、早津江川河口南方沖において、A船の船尾部とB船の船首部をえい航索で繋いで錨泊中、波高約0.5mの波がある状況下、B船のえい航索を手繰り寄せてA船の船尾部からB船の船首部に乗り移ろうとしたため、波を受けてB船が動揺し、身体のバランスを崩して落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・波の影響を受けやすい小型船舶の船長は、乗組員が2船間で移乗する場合、波による船体動揺を軽減し、また、乗組員が身体のバランスを崩した際に落水することがないように、両船を舷側同士で接舷させ、両船間をロープで固定すること。</li> <li>・小型船舶の乗船者は、暴露甲板では救命胴衣を着用すること。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

